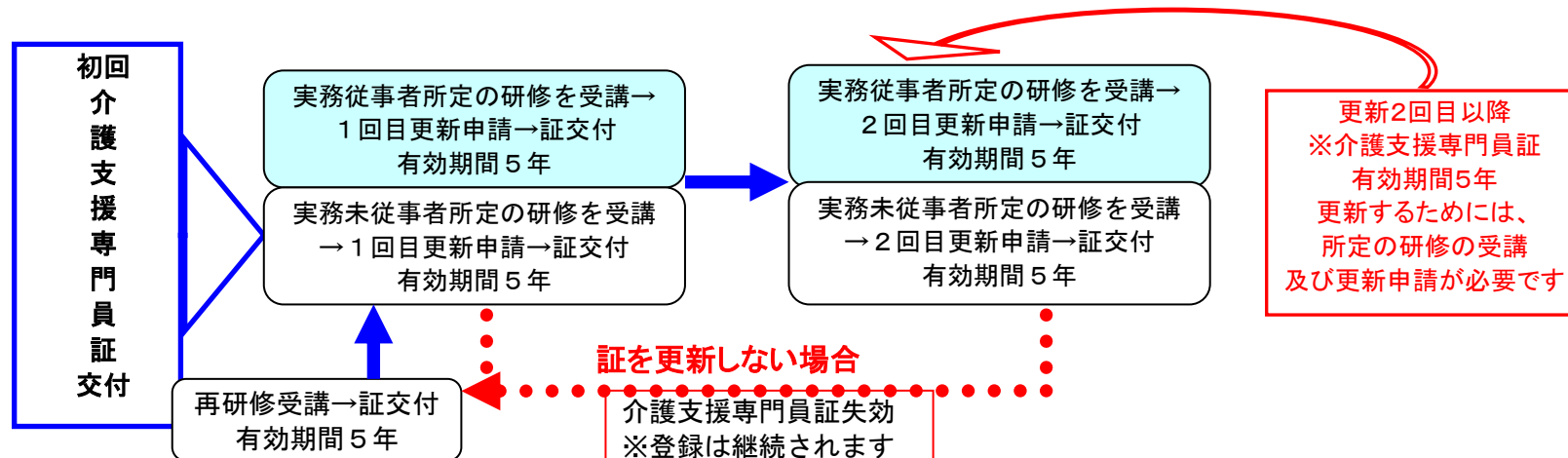


# 更新研修受講要件及び更新研修時間数について

介護支援専門員として業務に就くためには都道府県知事の登録を受け、「介護支援専門員証(顔写真付)」の発行を受ける必要があります。また介護支援専門員証の有効期間は5年間で、資格更新の際には、必ず有効期間満了日までに「所定の研修の受講→更新申請」が必要です。



注意:実務経験は「証」の有効期間ごとにリセットされ、最新の更新期間である5年間の実務経験の有無で判断します。

## 更新研修受講例

例1	<p>新規交付</p> <p>1回目更新(88H) 実務あり</p> <p>2回目更新(54H) 実務なし</p> <p>3回目更新(88H) 実務あり</p>	1回目の有効期間内に実務があったが、その後有効期間内に実務なしの場合、2回目の更新時は54時間の対象となる。
例2	<p>新規交付</p> <p>1回目更新(88H) 実務あり</p> <p>2回目更新(32H) ※56Hは免除 実務あり</p> <p>3回目更新(54H) 実務なし</p>	実務経験期間が2期にまたがっている場合は、2回目更新時は32時間の対象となるが、その後実務に就かなかった場合、3回目の更新時は54時間の対象となる。
例3	<p>新規交付</p> <p>1回目更新(88H) 実務あり</p> <p>有効期間満了 失効</p> <p>新規交付(再研修54H) 実務あり</p> <p>1回目更新(88H)</p>	実務に就いていたが更新忘れ等により有効期間が満了し、証が失効した後に再研修を受けた場合は、本人にとっては2回目の更新となるが、受講する研修は88時間の対象となる。
例4	<p>新規交付</p> <p>1回目更新(54H) 実務なし</p> <p>2回目更新(88H) 実務あり</p> <p>3回目更新(32H) ※56Hは免除 実務あり</p> <p>4回目更新(54H) 実務なし</p>	3回目更新時に前期免除対象者だった者が、4回目の証の有効期間内に実務に就かなかった場合、実務経験はリセットされ、54時間の対象者となる。